

令和7年3月13日
第20回定例会資料

議案第74号

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」について

義 務 教 育 課

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」案（概要）

令和7年 月 教育委員会

1 策定の趣旨

本アクションプランは、令和7年度からの5年間にわたって、幼児教育の振興・充実を図るための総合的な基本計画です。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。

近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であるだけでなく、その後の人生において、長期にわたって学業や家庭生活、社会生活など多面的によい効果をもたらすことが明らかにされてきています。

全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基礎となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要です。

令和2年策定の「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」の趣旨・方向性を引き継ぎつつ、このような社会の変化や国・県の動向及び現行プランの検証を踏まえ、策定するものです。

2 本県の幼児教育振興の方向性

（１） 目指す幼児教育

- 人間形成の基礎を培う幼児教育
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

（２） 基本方針と重点項目

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等のもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

基本方針１ 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

○重点項目（１） 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。

○重点項目（２）教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての総合的な指導を中心として、一人ひとりの特性や発達の課題に即した教育が行われるようにします。

○重点項目（３）教育・保育内容の評価

日々の実践を振り返り、保育に生かすなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、園全体の教育を評価・公表することで、教育・保育の質の向上を図ります。

○重点項目（４）教育・保育環境の整備

全ての施設において、幼児に対する教育・保育が提供できるように環境を整備します。

○重点項目（５）安全で安心できる環境の充実

幼児等が安全に安心して園生活を送れるように、自然災害への対応や防犯対策、感染症対策、バスの送迎も含めた交通安全対策等、安全に関する理解や習慣を深め、適切な行動がとれるよう、保育者等の安全教育に関する実践力の向上を図り、各施設における安全教育を充実させるとともに、幼児等の安全を確保するための環境を整えます。

基本方針２ 保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

○重点項目（１）教員育成指標等を踏まえた研修の実施

保育者のキャリアステージに応じた研修を実施します。

○重点項目（２）研修体制・研修内容の充実

設置者と各施設と連携して、研修の実施体制と研修内容の充実を図ります。

基本方針３ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

○重点項目（１）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、教育・保育を推進します。

○重点項目（２）幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続及び「架け橋期の教育」の充実のため、幼稚園・保育所・認定こども園等と、相互理解を基にした連携・接続を推進します。

○重点項目（３）幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながる連携を促進します。

基本方針 4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門知識の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

○重点項目(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門知識の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。

○重点項目(2) 専門性のある相談・支援体制の整備

幼児一人ひとりの個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別な配慮を必要とする幼児への支援を支えます。

○重点項目(3) 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

インクルーシブ教育体制の中で、必要な支援を幅広い分野から、切れ目ない支援を受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した継続的な支援を可能にする体制の構築を推進します。

基本方針 5 地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

○重点項目(1) 各施設における子育て支援の充実

地域の幼児教育の中核的存在としての役割を支援します。

○重点項目(2) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

○重点項目(3) 預かり保育や延長保育の充実

幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。

徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ

(案)

令和 7 年 月

徳島県教育委員会

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の策定にあたって

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。

幼児教育については、近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であるだけでなく、その後の人生において、長期にわたって学業や家庭生活、社会生活など多面的によい効果をもたらすことが明らかにされてきています。全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基礎となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要です。

徳島県では、令和6年3月に策定した「徳島県教育振興計画」を受け、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を策定することとし、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議」を新たに設置し、これからの幼児教育の在り方について検討を重ねてまいりました。その提言や幼児教育を取り巻く状況、国の施策や動向、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」における成果と課題を踏まえ、今後の幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画である「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を策定しました。

本アクションプランでは、本県の目指す幼児教育として、「人間形成の基礎を培う幼児教育」「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育」「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育」を掲げ、基本方針と重点項目、具体的な取組を示しています。これらの目指す幼児教育の実現に向けては、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら取組を進めていくことが何よりも重要だと考えます。各市町村においては、本アクションプランを踏まえ、地域の実態や特色を踏まえた政策プログラムの策定が一層推進され、質の高い幼児教育の振興が図られることを期待します。

最後に、本アクションプラン策定にあたり、貴重な御意見をいただきました「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議」の委員の皆様方をはじめ、関係の皆様に対しまして心より厚くお礼を申し上げます。

令和7年 月

徳島県教育委員会教育長

中 川 齊 史

目 次

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 実施期間	1
3 本県における幼児教育の現状と課題	1
(1) 幼児を取り巻く環境と幼児の育ち	
(2) 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」におけるこれまでの取組と課題	
4 本県の幼児教育振興の方向性	4
(1) 目指す幼児教育	
(2) 基本方針	
5 推進体制	5

第2章 基本方針と重点項目

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実	6
重点項目 (1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進	
重点項目 (2) 教育・保育内容の充実	
重点項目 (3) 教育・保育内容の評価	
重点項目 (4) 教育・保育環境の整備	
重点項目 (5) 安全で安心できる環境の整備	
基本方針2 保育者の資質・能力及び専門性の向上	9
重点項目 (1) 教員育成指標等を踏まえた研修の実施	
重点項目 (2) 研修体制・研修内容の充実	
基本方針3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進	11
重点項目 (1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実	
重点項目 (2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進	
重点項目 (3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進	
基本方針4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実	13
重点項目 (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実	
重点項目 (2) 専門性のある相談・支援体制の整備	
重点項目 (3) 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築	
基本方針5 地域総ぐるみの子育て支援の推進	16
重点項目 (1) 各施設における子育て支援の充実	
重点項目 (2) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実	
重点項目 (3) 預かり保育や延長保育の充実	

参考資料

参考となる資料	18
関係機関一覧	20
令和6年度「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議」委員一覧	22

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本アクションプランは、今後5年間にわたって、幼児教育の振興・充実を図るための総合的な基本計画です。

近年、少子化や情報化、過疎化等が進み、社会の変化や家庭・地域社会の教育力の低下等により、子どもを取り巻く環境やそれによる子どもの育ちに変化が見られます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力し、それぞれの役割を果たしながら、教育の質の向上に取り組むことが求められています。

徳島県教育委員会では、これまで「徳島県幼稚園教育振興プラン」(H15)、「徳島県幼児教育振興アクションプラン」(H21)、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」(H27)、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」(R2)を策定し、幼稚園教育を核とした幼児教育の振興に取り組んでまいりました。

平成29年3月の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）の改訂により、教育内容の一層の整合性が確保されました。幼児教育施設においては、その趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきているところです。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼児教育・保育への期待は更に高まっており、幼児教育・保育の質の向上が極めて重要となります。徳島県ではこのような社会の変化や国・県の動向を踏まえ、「徳島県教育振興計画」を定め、幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を策定しました。

各市町村においては、地域の実態や特色を踏まえた政策プログラムの策定が一層推進され、質の高い幼児教育の振興が図られることを期待します。

2 実施期間

本アクションプランの実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 本県における幼児教育の現状と課題

(1) 幼児を取り巻く環境と幼児の育ち

少子化や情報化、過疎化などの近年の社会の変化は、家庭や地域社会の教育力の低下や人間関係の希薄化を生み、幼児を取り巻く環境と幼児の育ちに変化をもたらしています。

徳島県においても、身近な自然や遊び場の減少等により、子ども同士で群れて遊び、葛藤しながら成長する機会は極端に少なくなっています。また、地域におけるつながりの希薄化等か

ら、子育ての孤立化による保護者の育児不安や情緒の不安定も見られます。保護者の過重な労働の子育てへの影響や、子育てに夢を抱きづらい状況が懸念されます。

その結果、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足、運動能力の低下等、近年見られる子どもの育ちの変化は今日的課題となっています。幼児教育の場においても、幼児の健やかな成長への危機感が大きく、幼児の育ちの変化への対応が大きな課題となっています。

(2) 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」におけるこれまでの取組と課題

徳島県教育委員会では、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」を策定し、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実と、幼稚園等施設、家庭、地域社会、行政等による総合的な幼児教育の推進を目指し、取り組んできました。

これまでの取組を検証することで、次のような点が明らかになってきました。

○幼稚園・保育所・認定こども園等における質の高い幼児期の教育・保育の提供

幼児期の子どもに関わる幼稚園・保育所・認定こども園等、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めてまいりました。各施設においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、幼児の健やかな育ちを支えていくことや幼児の育ちの変化とその背景にある問題を理解し、保護者との連携を大切にした質の高い幼児期の教育・保育の提供を目指してまいりました。

平成29年3月の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）の改訂により、教育内容の一層の整合性が確保されました。幼児教育施設においては、その趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきているところです。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、これまで以上に幼児教育の質の向上が求められるようになりました。質を向上するためには、幼児教育を更に充実させ伝承していくとともに、保護者や他校種の教員に幼児教育の重要性に対する理解を促していく発信力が必要となります。

○保育者の資質・能力と専門性の向上

質の高い幼児教育の提供には、保育者の資質・能力と専門性の向上が欠かせません。これまで教職員のライフステージに応じた研修の実施やニーズに応じた研修講座の提供等、研修体制の確立と研修内容の充実が図られてきました。しかし、そのような中、小規模園の増加や預かり保育の実施等により、研修への参加や園内研修の実施が難しいという課題があがってきました。また、効果的で質の高い研修を支える指導者の確保も必要となります。

県では、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が施設内外において充実した研修を行うことができるように、学ぶことのできる場と機会を保障する体制の一環として、保育・幼児教育等の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材を、徳島県保育・幼児教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、訪問指導事業を実施しています。各施設・大学・研究機関

・団体等などと連携を図りながら研修体制を整備・構築してまいりましたが、引き続き研修等の充実に向けて改善が必要となっています。

○発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼・小連携の取組は、全ての県内公立校において実施されています。幼保・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」指定地域における研究実践の普及により、かけ橋期のカリキュラムの作成や互惠性のある合同活動も推進され、また、保・幼連携の取組も広がっています。

今後は、地域における保・幼・小連携の推進と内容の充実が必要であり、市町村による「幼保小のかけ橋プログラム」の実施体制の構築が期待されます。幼児教育を担う施設においては、教育課程等のもと幼児期の成長発達の特性や段階に基づき幼児期にふさわしい教育を行うことが大切です。小学校以降の学習や生活の基盤の育成という観点から創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要になります。

○幼児教育推進体制の構築

県及び幼児教育を担う施設の設置者は、幼児教育推進体制の整備を行うことが必要です。これを受け、平成28年度に徳島県教育委員会内に徳島県保育・幼児教育センターを設置し、幼児教育の推進体制を構築してまいりました。幼児期の特性や幼児期にふさわしい指導内容や方法を理解するとともに、幼児教育の重要性に対する意識の向上を図るため、引き続き、各幼児教育担当部局、教育委員会、大学、各施設等と連携し幼児教育の推進体制を充実・活用・強化していく必要があります。

○家庭や地域の教育力の再生・向上

各施設においては、子育て支援活動や開かれた園づくりの取組が充実してきました。家庭や地域の人材などの園の教育活動への積極的活用も進み、教育活動の充実と地域の教育力の向上につながっています。県においては、家庭や地域の教育力向上のための研修や情報提供も実施されています。

これからは、子育てに関する相談体制の充実と、地域ぐるみで家庭教育を支援するための体制の整備が必要となります。

4 本県の幼児教育振興の方向性

(1) 目指す幼児教育

○人間形成の基礎を培う幼児教育

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。また、幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておかなければなら

ないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠です。

このような幼児期に行われる教育は、幼児の心身の健やかな成長を促す上で、極めて重要な意義を有しています。

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育

幼児教育を担う施設である幼稚園・保育所・認定こども園等においては、幼稚園教育要領等に述べられていることを基として、幼児期にふさわしい幼児教育の在り方を理解し、教育・保育を展開していくことが求められます。

幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること、遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすることを重視しなければなりません。

そのためには、調和のとれた組織的・発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うことが必要です。また、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる幼児教育という観点から教育・保育を見直し充実させていくことも大切です。

○全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

全ての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるように、幼児教育に携わる施設、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めていかなければなりません。

幼稚園・保育所・認定こども園等においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、教育・保育の質の向上に努めることが求められます。そのためには、保育者の資質と専門性の向上が欠かせません。設置者や行政による幼児教育推進体制の整備と施設や家庭に対する支援、幼児教育の重要性に対する県民の意識の向上を促進する必要があります。

(2) 基本方針

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等はもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

基本方針 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

基本方針 2 保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

基本方針3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

基本方針4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

基本方針5 地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

5 推進体制

- 本県の目指す幼児教育を実現するために、施策の基本方針に則し、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等、家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていきます。
- 「『幼児教育振興アクションプランⅣ』推進連絡協議会」を設置し、本アクションプランの諸施策についての進捗状況を把握するとともに、幼児教育推進上の課題や方向性を検討・協議し、より実効性のある取組となるように進めていきます。

*本アクションプランにおける「幼児教育」「保育」「保育者」の用語の扱いについて

「幼児教育」とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活する全ての場において行われる教育を総称したものです。具体的には、幼稚園における教育、保育所や認定こども園における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりをもった概念として捉えられます。

「保育」という用語は、幼児教育の場において様々な定義で用いられてきました。（下記参照）本アクションプランにおいては、「保育」を、「乳児・幼児に対する教育で、幼児教育と同義語」として捉え、広義において、「幼児教育」「教育」と表記します。

ただし、「保育」という用語がこれまで用いられてきた経緯に鑑み、主に保育所において用いられてきた「養護と心身の発達を助長する教育が一体となって働く営み」としての「保育」、幼稚園において指導方法としての意味付けで用いられてきた「保育」は、これまでどおり狭義において「保育」と表記することとします。

また、幼児教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等は、「保育者」と表記します。

「保育」

大別して3通りに定義される。第一は、乳児・幼児に対する教育で、幼児教育と同義語。第二は、乳児・幼児に対して、生存上必要とする衣食住の世話と心理的欲求の充足を図る養護と心身の発達を助長する教育とが一体となって働く営み。第三は、小学校児童のうち親が共働きなどの理由で放課後鍵っ子となっているものに対し、放課後時刻まで生活・遊びを指導する営み。

「保育者」

幼稚園や保育所などで保育に従事する者の総称である。

出典：「現代保育用語辞典」フレーベル館1997.2.3初版 岡田正章・千羽喜代子編

第2章 基本方針と重点項目

基本方針 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

重点項目(1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。

【県の取組】

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

- ・訪問指導や研修会等の実施
- ・教育課程編成、全体的な計画の作成及び、指導上の諸課題に関する協議会の実施
- ・県内養成大学や各保育関係者からなる協議会等との協力・連携による理解促進

【設置者の取組】

●幼稚園教育要領等に基づいた施設への支援

- ・幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育の展開に係る環境整備

●保育者の幼児教育に対する理解促進

- ・保育者の幼児教育に対する理解と実践力の向上に対する指導・支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

- ・研修への積極的参加と自主研修の促進

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容を具現化した教育・保育の展開

*徳島県保育・幼児教育センター

「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育」の実現に向けて幼児教育の推進体制として、平成28年度県教育委員会内に設置。関係部局・大学・研究機関等との連携を図りながら、各市町村・各施設における教育・保育の質の向上に向け、幼児教育研修の充実や、保育・幼児教育アドバイザー派遣事業、幼保・小・中連携推進モデル事業などを行っている。

*全体的な計画の作成

- ・幼稚園教育要領第1章総則6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、保健管理に必要な学校保健計画、安全管理に必要な学校安全計画等の計画を作成するとともに、それらの計画が関連をもちながら、一体的に教育活動が展開できるようにするため、全体的な計画を作成することが必要である。

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章総則第2 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画である。

- ・保育所保育指針第1章総則3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

重点項目(2) 教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての総合的な指導を中心として、一人ひとりの特性や発達課題に即した教育が行われるようにします。

【県の取組】

- 教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成の支援
 - ・作成及びカリキュラム・マネジメントの推進のための資料や情報、研修の場の提供
- 幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育内容の充実の支援
 - ・施設への訪問による指導・支援
 - ・アドバイザーの派遣による指導・支援

【設置者の取組】

- 教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成・改善の推進
 - ・施設における教育課程作成状況の把握と適切な指導
- 保育者が幼児に向き合うことのできる体制の整備
 - ・研修の確保や事務の効率化への支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成及び教育・保育実践
 - ・地域や施設の実態を踏まえた教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成・改善
 - ・幼稚園教育要領等の趣旨の理解と実現に向けた教育・保育の実施
 - ・幼児期の特性を踏まえた環境を通して行う教育・保育の展開

*アドバイザーの派遣

県では、教育・保育の充実に支援するため、県内の幼稚園・保育所・認定こども園等にアドバイザーを派遣する事業を行っている。アドバイザーには、保育・幼児教育等の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材を委嘱している。

重点項目(3) 教育・保育内容の評価

日々の実践を振り返り、保育に生かすなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、園全体の教育を評価・公表することで、教育・保育の質の向上を図ります。

【県の取組】

- 評価についての理解促進と評価実施の推進
 - ・評価の実施状況の調査や、施設運営の評価の充実・促進
- 自己評価・関係者評価の実施の促進
 - ・日々の保育に生かす評価の推進

【設置者の取組】

- 施設運営に関する評価の実施状況の把握と適切な指導
- 評価結果を基にした改善措置
 - ・評価の結果に応じた施設への支援や環境整備等の改善措置

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 評価の実施による園運営の改善・向上
 - ・自己評価の実施と公表
 - ・関係者による評価や第三者評価の実施と公表
 - ・カリキュラム・マネジメントの実施による教育・保育の改善
- 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価による指導の充実
 - ・幼児の発達に即した主体的・対話的で深い学びが実現する計画や指導の充実
 - ・日々の記録やドキュメンテーション等を活用した評価による教育・保育の改善

* 幼児理解に基づいた評価

幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものでなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切である。

(今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告 令和6年10月)

重点項目(4) 教育・保育環境の整備

全ての施設において、幼児に対する教育・保育が提供できるように環境を整備します。

【県の取組】

●教育機会確保の推進

- ・満3歳からの幼児に対する教育機会確保の重要性の周知

●教育・保育環境の充実促進

- ・幼児期の特性を踏まえた、環境や環境を通して行う教育についての理解促進

【設置者の取組】

●満3歳からの幼児に対する教育機会の確保

- ・満3歳からの幼児に対して教育が提供できる体制の整備

●安全で豊かな環境の整備

- ・園舎、園庭の自然物や遊具等の環境の整備
- ・地域や園の特色を生かした幼児期にふさわしい環境の整備
- ・質の高い教育・保育のための人的環境の充実
- ・必要なデジタル環境の整備や支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●豊かな環境づくり

- ・幼児期や幼児一人ひとりの発達の段階を考慮した環境の構成
- ・具体的なねらいや内容にふさわしい環境の構成
- ・幼児が主体的に活動を行う中で、幼児期に必要な経験を積み重ねることができる環境の構成
- ・人材や公共施設、地域資源の活用など、地域や園の特色を生かした計画的で豊かな環境の構成

* 幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にはデジタル環境が含まれる。

重点項目(5) 安全で安心できる環境の充実

幼児等が安全に安心して園生活を送れるように、自然災害への対応や防犯対策、感染症対策、バスの送迎も含めた交通安全対策等、安全に関する理解や習慣を深め、適切な行動がとれるよう、保育者等の安全教育に関する実践力の向上を図り、各施設における安全教育を充実させるとともに、幼児等の安全を確保するための環境を整えます。

【県の取組】

●安全教育に関する実践力向上のための研修等の実施

- ・安全教育、安全管理に関する実践研究の周知・研修の実施
- ・学校安全計画等の作成と改善の推進

●安心・安全な環境の充実促進

- ・危機管理体制整備の重要性の情報の提供と周知、安心・安全な環境の整備の推進
- ・危機管理マニュアル作成と改善の推進及び参考資料等の提供

【設置者の取組】

- 各園等の安全教育を支援することによる、計画的、組織的な安全教育の充実
- 各地域の実情、各園等の課題に応じた研修の実施
- 安全で安心な環境の整備
 - ・園舎や園庭、遊具等、施設設備の整備
 - ・各園の危機管理体制や安全管理の実態の把握と指導・助言
 - ・家庭、地域社会（警察署、その他の関係機関等）と連携した地域全体で見守る体制の整備

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 安全教育の実施
 - ・保育者の支援を受け、遊びや園生活を通して自ら安全な生活を送ろうとすることを目指した安全教育の実施
 - ・安全に関する指導のための学校安全計画等の作成・改善と計画に基づく安全教育（防災、防犯、交通安全）の実施
 - ・家庭や地域と連携した避難訓練等の実施及び保護者への意識啓発
- 安全管理体制の整備
 - ・園舎や園庭、遊具等、施設設備の安全点検の実施
 - ・感染症発生時、熱中症警戒アラート発表時の対応等の徹底
 - ・危機管理マニュアルの作成・改善と危機管理体制の整備
 - ・避難訓練等の実施（災害・交通安全・不審者侵入時の対応など）
 - ・事故等発生に備えた安全管理の徹底
 - ・情報管理・情報セキュリティ対策の徹底
 - ・家庭や地域社会（警察署、その他の関係機関等）との連携・協力による安全確保体制の構築

*学校安全計画、危機管理マニュアル作成・改善に関する参考資料

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
- ・「こどものバス送迎・安全徹底プラン」、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」

※参考となる資料（p. 19）参照

*全国各地の一部の保育施設等で、虐待等が行われていたという事案が相次ぎ、国は令和５年５月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し、不適切な保育や虐待等の考え方の明確化を行うとともに、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項等を改めて整理し示した。

また、保育所・幼稚園・認定こども園等のバス送迎時の置き去りに起因する死亡事故を受けて、国は令和４年１０月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定し、令和５年４月から園児らの見落としを防止する安全装置の整備を義務付けた。

基本方針２ 保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

重点項目(1) 教員育成指標等を踏まえた研修の実施

保育者のキャリアステージに応じた研修を実施します。

【県の取組】

● 幼稚園等教員育成指標モデルの周知・活用の徹底と推進 ・高度専門的職業としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するための幼稚園等教員育成指標モデルの周知・活用の徹底と推進 ・保育者のキャリアステージやニーズに応じた研修の実施 ● 幼稚園等教員育成指標モデルの検討・改訂の実施 ・新たな教育課題等を踏まえた、内容の検討・改訂の実施
【設置者の取組】 ● 幼稚園等教員育成指標及び教員研修計画の作成・活用 ・市町村の課題を踏まえた幼稚園等教員育成指標の改訂 ● 幼稚園等教員育成指標及び教員研修計画に基づいた研修の実施 ・市町村の課題及び保育者のキャリアステージに応じた教員研修計画の作成・改善
【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】 ● 施設の実態に合わせた研修計画の作成と実施 ・施設の実態に合わせた研修計画や組織的な園内研修の実施 ・保育者のキャリアステージに基づいた研修や保育の視点を明確にした研修 ・保育者の同僚性・協働性の向上を図る研修の充実

*** 幼稚園等教員育成指標モデル**

平成29年4月に施行された教育公務員特例法の一部を改正する法律を踏まえ、本県の公立幼稚園等の園長及び教員が、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力について、平成29年度に徳島県教育委員会がモデルとして示したもの。(令和4年度改訂)

※参考資料(徳島県幼稚園等教員育成指標モデルを掲載している冊子):「徳島県保育・幼児教育アドバイザー訪問の手引き」、「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育のためのQ&A集」平成31年 徳島県教育委員会

重点項目(2) 研修体制・研修内容の充実

設置者と各施設が連携して、研修の実施体制と研修内容の充実を図ります。

【県の取組】 ● 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修実施体制の構築 ・教育委員会・福祉関係部局等との連携による幼児教育研修の推進 ・大学・関係機関等との連携による指導者の確保 ● 各市町村で実施する研修に対する支援 ・訪問指導やアドバイザー派遣による支援 ● 体系的で効果的な研修の実施 ・幼稚園等教員育成指標を踏まえた、キャリアステージや経験、ニーズに応じた研修 ・指導内容や指導方法などの専門的な研修や実技研修 ・教育課題解決に向けた実践的な研修 ・ICTを利用した研修 ● 市町村や施設における研修の支援 ・市町村や施設に応じたアドバイザーの派遣や指導助言 ・幼稚園等教員育成指標を踏まえた、教員研修計画の作成の推進 ・指導資料や有効な研修方法についての情報提供や周知
【設置者の取組】 ● 研修への積極的参加の促進と受講者の把握 ● 市町村における研修体制の整備 ・市町村の実情や課題を踏まえた研修の実施 ・幼児教育を担う施設間や、小学校との合同研修の実施体制の整備

●研修の機会確保のための環境整備

●地域の実態を踏まえた研修の実施

- ・保育者のキャリアステージに応じた研修や市町村の課題を踏まえた教員研修計画の作成と実施
- ・施設間や、小学校との合同研修の内容の充実

●施設における園内研修の充実に対する支援

- ・地域の実情や課題を踏まえた研修内容や公開保育等による具体的な研修の実施・促進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●積極的な参加と研修内容の共有

●園内研修の実施など、研修体制の整備

- ・研修時間の確保と実施方法の工夫
- ・研修の中心的役割を果たす中堅教員の育成

●施設の実態を踏まえた研修の実施

- ・幼稚園教育要領等の改訂内容を踏まえた研修
- ・幼児理解に基づいた研修や保育の視点を明確にした研修
- ・事例研究や研究保育における協議など、具体的で焦点化した研修・研究の実施
- ・長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かした、実践と理論をつなぐ研修
- ・保育者の同僚性・協働性の向上を図る研修の充実

基本方針 3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

重点項目(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、教育・保育を推進します。

【県の取組】

●幼稚園教育要領等の周知

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の推進

【設置者の取組】

●設置する施設に対する、幼稚園教育要領等の普及

- ・各施設への幼稚園教育要領等の内容の周知

●発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践の推進

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●小学校以降の教育に対する理解

- ・幼児教育の独自性の理解と小学校以降の教育に対する理解
- ・幼児・児童に求められる資質・能力の育成の共通理解

●発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いた教育・保育実践
- ・幼児期・児童期の発達の特長や段階についての理解
- ・幼児期から児童期への教育に対する理解

*「幼児期において育みたい資質・能力」

「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つを示し、幼稚園教育要領の第2章に示すねらい・内容に基づく活動全体によって育むことが示されている。（幼稚園教育要領解説 序章 第1節 改訂の基本的な考え方（2）改訂の基本方針①）

*「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形・標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）を明確にし、これを小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすることを示した。（幼稚園教育要領解説 序章 第1節 改訂の基本的な考え方（2）改訂の基本方針②）

重点項目(2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続及び「架け橋期の教育」の充実のため、幼稚園・保育所・認定こども園等と、相互理解を基にした連携・接続を推進します。

【県の取組】

●小学校との連携・接続の推進

- ・小学校教育との円滑な接続の在り方についての理解促進と実践の推進

●連携推進事業の実施と成果の普及

- ・幼保・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」の普及

【設置者の取組】

●地域における小学校との連携・接続の推進

- ・小学校区における幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の相互理解の推進
- ・相互理解に向けた、具体的な協議等を行うことができる場の設定（「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制の構築）
- ・幼保・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」の活用

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●近隣の小学校との連携・接続の充実

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにした、幼児・児童に求められる資質・能力の相互理解による教育の充実
- ・接続期の取組の充実と接続カリキュラムの作成

●小学校との互惠性のある合同活動の実施

- ・年間計画の作成や継続的な実施を視野に入れた協議・相談
- ・合同活動の事前・事後の話し合いによる幼児・児童の学びの検証と活動の充実

*「幼保小の架け橋プログラム」の推進

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視している。

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の

2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすものとして、国は「幼保小の架け橋プログラム」を実施している。

重点項目(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながる連携を促進します。

【県の取組】

●幼稚園・保育所・認定こども園等相互の理解と連携の推進

- ・共に学ぶことのできる合同研修の実施
- ・各施設のニーズに合わせた研修の実施
- ・幼稚園や保育所、認定こども園での教育・保育経験を有するアドバイザーの派遣

【設置者の取組】

●連携体制の構築と連携の推進

- ・各施設の担当部局間による連携
- ・合同研修等の実施による相互理解の推進
- ・各施設の職員の知識や実践などの専門性を生かした交流の実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●日常的・継続的な交流の実施

- ・幼児同士の交流や保育者間の関係づくり
- ・地域の子どもの成長を共に支えていこうとする保育者の意識の醸成
- ・研修やアドバイザーの訪問指導等による、教育・保育内容についての理解の深化

基本方針4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門知識の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

重点項目(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門知識の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。

【県の取組】

●保育者の専門知識向上のための研修等の実施

- ・ポジティブ行動支援の取組の推進

●特別支援教育に関するモデル研究等の情報提供

- ・支援方法のデータベース化等の成果の普及

●県民への理解啓発

- ・講演会や研修会、資料配付等による啓発

●海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、その保護者への支援に関する、国からの通知や支援事業等の情報の提供・周知

【設置者の取組】

- 幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備
 - ・ 基礎的環境整備や合理的配慮の促進
- 地域の実情に応じた研修の実施
- 住民に対する理解啓発
- 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、その保護者に対する支援の充実
 - ・ 生活上の課題や困難等に応じた幼児や保護者への支援の充実
 - ・ 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、保護者を受け入れている施設等との連携

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 教育的ニーズの把握と個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
 - ・ 特別な支援を必要とする幼児についての共通理解と合理的配慮の提供
- 積極的な研修参加と自主的・計画的な研修の実施
- 保護者への理解啓発と信頼関係の構築
 - ・ 講演会や研修会等による特別な支援を必要とする幼児への理解・啓発
- 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、その保護者に対する支援
 - ・ 園全体での共通理解、幼児や保護者と関わる体制の整備
 - ・ 生活上の課題や困難等に配慮を要する幼児や保護者への支援
 - ・ 一人ひとりの実態を的確に把握した指導内容・方法の工夫

* ポジティブ行動支援

障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に賞賛や承認をすることにより、すべての児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法（徳島教育大綱「用語解説」より抜粋）

※参考資料：「わかった！できた！自信とやる気を育てる「ポジティブな行動支援」

～子どもも教師も幸せな学校をめざして～ 平成31年2月 徳島県教育委員会

* 外国籍等の幼児

外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等を指す。

* 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な幼児等のこと。

* 子どもや家庭の多様性の尊重

令和3（2021）年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の法案が可決され（令和3（2021）年9月施行）、国や地方自治体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関わる施策を実施する責務を負うこととなった。

令和4（2022）年6月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では乳幼児期の対応策として、外国人の幼児に対し幼稚園、保育園等への入園を促進し義務教育諸学校への就学に円滑につなげる重要性を言及している。

重点項目(2) 専門性のある相談・支援体制の整備

幼児一人ひとりの個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別な配慮を必要とする幼児への支援を支えます。

【県の取組】

- 基礎的環境整備の促進
- 専門性のある支援体制の整備と活用の促進
 - ・ 特別支援教育巡回相談員の配置と特別支援教育専門家チームの設置

・各特別支援学校のセンター的機能の推進 ●専門性のある相談体制の整備と活用の促進 ・専門家チームの派遣や医療関係者によるアドバイス、相談事業等の実施 ・専門性のあるアドバイザーの派遣
【設置者の取組】 ●基礎的環境整備の促進 ●特別支援教育支援員の配置 ●相談・支援事業に関する情報提供と事業の活用・促進 ●施設や保護者に対する相談窓口の設置 ・早期からの教育相談や保護者への情報提供の実施
【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】 ●支援委員会の組織と運用 ・特別な支援を必要とする幼児に対する指導の充実と保育者の指導力の向上 ●管理職や担当者による相談の実施 ・保護者に対する相談の実施や情報の提供 ●特別支援教育コーディネーターの指名 ・関係機関、特別支援教育巡回相談員や特別支援教育専門家チームとの連携 ●相談・支援事業の活用による指導の充実

重点項目(3) 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

インクルーシブ教育体制の中で、必要な支援を幅広い分野から、切れ目ない支援を受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した継続的な支援を可能にする体制の構築を推進します。

【県の取組】 ●継続的な教育相談・指導を行うための体制整備 ・徳島県教育支援委員会及び地域特別支援連携協議会連絡会の設置と運用 ・市町村のインクルーシブ教育体制の強化や相談支援体制の整備に対する支援 ●個別の教育支援計画の作成の支援 ●モデル研究等に関する情報提供 ・早期からの教育相談・支援体制構築事業の成果の普及 ●県の関係機関の周知や情報提供の実施
【設置者の取組】 ●市町村教育支援委員会及び地域特別支援連携協議会の機能の拡充 ・教育相談との連携による障がいのある子どもの情報の継続的な把握 ・早期からの教育相談・支援の実施と就学に関する情報提供 ●個別の支援計画の作成・活用の促進 ●引継ぎの体制づくりと場の設定
【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】 ●関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成・活用 ・専門機関、放課後デイサービス事業所等との連携による適切な支援の計画的、組織的な提供 ●個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した小学校等への移行の支援 ・児童館等の関係施設や小学校、特別支援学校との話合いや情報交換の実施

*インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

インクルーシブ教育体制においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

*関係機関

関係機関一覧（p. 20 21）参照

基本方針 5 地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点項目(1) 各施設における子育て支援の充実

地域の幼児教育の中核的存在としての役割を支援します。

【県の取組】

●子育て支援活動の推進

●家庭や地域の教育力向上のための支援

- ・親子で楽しむ講座や高齢者など地域の経験豊富な人材・資源を活用した子育て支援のための講座開講
- ・家庭の教育力向上のための資料や情報の提供
- ・体罰によらない子育て等に関する講座の実施など、保護者支援の充実

【設置者の取組】

●子育て支援体制の充実

- ・地域の子育て支援体制の整備と施設における子育て支援に関する活動への支援

●家庭や地域の教育力向上に資する取組の実施

- ・家庭教育に関する研修の機会の提供
- ・地域の様々な資源を活用した子育て支援活動の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●幼児教育の専門機関としての子育て支援機能の充実

- ・保護者が子育ての楽しさを実感することのできる子育て支援活動
- ・未就園児保育や園庭開放等、幼児教育を担う施設としての機能や場の開放

【家庭や地域社会の取組】

●子育てを支援する地域のネットワークづくり

重点項目(2) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

【県の取組】

●家庭や地域社会との連携の推進

●地域ぐるみで家庭教育を支援する基盤の形成

- ・保護者や教育関係者、家庭教育の支援に携わっている方を対象とした家庭教育に関する研修の実施
- ・PTA家庭教育担当者等を対象とした家庭教育に関する研修の実施
- ・保護者を対象とした家庭教育に関するワークショップの実施
- ・子育て家庭の孤立を防ぎ、虐待を防止する相談窓口の充実・強化

【設置者の取組】

●家庭や地域社会との連携体制の整備

- ・関係機関等の情報提供
- ・地域の人材ネットワークづくり

●地域の子どもを地域で育てるネットワークづくり ・親子で共に参加できる自然体験活動や社会体験活動などの実施
【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】 ●家庭や地域社会との連携の充実 ・幼児の生活の連続性を踏まえた望ましい生活習慣の形成 ・地域の資源を活用した豊かな体験 ・家庭教育を充実し、虐待を予防するための保護者への支援 ●開かれた園づくり ・地域の行事への参加や異世代間の交流などを通じた地域との協力関係の構築 ・子育てに関する情報発信
【家庭や地域社会の取組】 ●幼児の健やかな成長を支える家庭教育の充実 ・P T A活動や研修への参加等による家庭教育の重要性の理解 ●地域の子どもを地域で育てる活動の充実

重点項目(3) 預かり保育や延長保育の充実

幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。

【県の取組】 ●預かり保育や延長保育の質の向上についての周知 ・学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえた、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動としての預かり保育の趣旨の周知・理解促進 ・幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の推進 ・家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育の推進
【設置者の取組】 ●預かり保育や延長保育の質の向上に向けた体制整備 ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動としての趣旨を踏まえた預かり保育の推進 ・地域の実態や保護者の事情を踏まえた預かり保育や延長保育の実施 ・適切な責任体制と指導体制及び環境の整備 ●家庭との連携の促進と支援 ・家庭の教育力向上に対する取組の推進
【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】 ●教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動計画の作成・実施 ・教育課程との関連や家庭及び地域での幼児の生活を考慮した計画の作成・実施 ●幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の実施 ・一人ひとりの生活リズムや無理のない1日の流れを考慮した柔軟な保育 ・地域の人的・物的資源を活用した多様な体験 ●各担当者同士の連携・協力体制の整備 ・それぞれの担当者同士の研修の実施 ・幼児の成長・発達段階についての共通理解や情報交換の実施 ●家庭との連携 ・幼児の家庭での過ごし方や施設での様子についての情報交換 ・家庭における教育が充実するような保護者への働きかけ
【家庭や地域社会の取組】 ●幼児にとって望ましい生活習慣の形成 ●預かり保育や延長保育における多様な体験活動への支援

参考となる資料

【教育・保育の基本】

- 「幼稚園教育要領」「幼稚園教育要領解説」平成30年 文部科学省
- 「保育所保育指針」「保育所保育指針解説」平成30年 厚生労働省
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」平成30年 内閣府 文部科学省 厚生労働省

【施策等】

- 徳島教育大綱 令和6年3月 徳島県
- 徳島県教育振興計画（第4期） 令和6年3月 徳島県教育委員会
- 徳島県こども計画 令和7年 月 徳島県

【指導資料等】

- 「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」 令和3年2月 文部科学省
- 「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」 令和5年3月 文部科学省
- 「指導と評価に生かす記録」 令和3年10月 文部科学省
- 「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」 令和2年3月 文部科学省
- 「保育所における自己評価ガイドライン」 令和2年改訂 厚生労働省
- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」 平成24年改訂 文部科学省
- 「幼児期運動指針」「幼児期運動指針ガイドブック」 平成24年 文部科学省
- 「徳島県保育・幼児教育アドバイザー訪問の手引き」 平成31年 徳島県教育委員会
- 「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育のためのQ&A集」 平成31年 徳島県教育委員会

【幼保小の架け橋プログラム】

- 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～ 令和5年 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版） 文部科学省
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版） 文部科学省

【人権教育】

- 「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」 平成20年 文部科学省
- 「徳島県人権教育推進方針」 平成16年（平成26年一部追記）徳島県教育委員会
- 「人権教育指導者用手引書“あわ”人権学習ハンドブック」 平成19年 徳島県教育委員会
- 「人権教育指導者用手引書Ⅱ“あわ”人権学習ハンドブックプラス」 平成27年 徳島県教育委員会
- 「性の多様性を理解するために一教職員用ハンドブッカー」 平成30年 徳島県教育委員会
- 「人権教育資料を活用した同和問題に関する学習指導案事例集」 令和4年 徳島県教育委員会
- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 令和5年こども家庭庁

【食育】

- 「食に関する指導の手引ー第1次改訂版ー」 平成22年 文部科学省
- 「徳島県学校食育指導プランⅡ『す・だ・ち』」 平成27年 徳島県教育委員会
- 保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年 厚生労働省

【防災・安全教育】

- 『「幼稚園における緊急地震速報に対応した先進的な避難行動に関する実践研究」報告書」 平成27年 徳島県教育委員会
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」 平成31年 文部科学省
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き 平成30年 文部科学省
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き 平成24年 文部科学省

- 学校における熱中症対策ガイドライン 令和6年 文部科学省
- 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」
令和4年 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【特別支援教育】

- 「通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート」
平成16年 徳島県教育委員会
[http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料\(ダウンロード\)/](http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料(ダウンロード)/)
- 「特別な支援を必要とする子どもの参考資料」
平成16年 特別支援教育推進体制モデル事業に係る調査研究運営会議
[http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料\(ダウンロード\)/](http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料(ダウンロード)/)
- 「徳島県の特別支援教育の取り組み」 平成18年 徳島県教育委員会
[http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料\(ダウンロード\)/](http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料(ダウンロード)/)
- 「個別の指導計画を作成するために－特別な支援を必要とする児童生徒への対応－」
平成20年 徳島県立総合教育センター
[http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料\(ダウンロード\)/](http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料(ダウンロード)/)
- 「個別の教育支援計画を作成するために－『家庭や関係機関と連携した支援のためのツール』－改訂版」 令和3年 徳島県立総合教育センター
[http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料\(ダウンロード\)/](http://www.tokushima-ec.ed.jp/特別支援/特別支援教育に関する資料(ダウンロード)/)
- 「たくさんの「できた！」で子どもたちの育ちを支えるポジティブな行動支援による保育
～子どもも保育者も笑顔があふれる園をめざして」～令和2年 徳島県教育委員会
<http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援まなびの広場パンフレット等（ダウンロード）
- 親も子もポジティブ支援で HAPPY LIFE
～ポジティブな行動支援で子どものやる気を引き出すしかけづくり～
令和2年 国立大学法人鳴門教育大学・徳島県教育委員会
<http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援まなびの広場パンフレット等（ダウンロード）
- 2024 ポジティブ行動支援実践事例集Ⅰ・Ⅱ 令和3年・4年
<http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援まなびの広場パンフレット等（ダウンロード）

【読書】

- 「とくしまの子どものためのブックリスト100！」 平成29年 徳島県教育委員会
- 「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100！」 平成29年 徳島県教育委員会
- 「徳島県子どもの読書活動推進計画【第5次推進計画】」 令和6年 徳島県教育委員会

【子育て支援】

- 「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」 平成21年 文部科学省
- 「子育て支援指導者養成研修に関する研修について－研修プログラム作成協力者会議－」
平成20年 子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議

【家庭教育】

- 保護者向け「とくしま親なびプログラム集」平成30年 徳島県教育委員会

【研修等】

- 令和6年度 研修講座一覧 とくしま教職員研修 徳島県教育委員会
- とくしま教員育成指標〈改訂版〉令和5年2月 徳島県教育委員会
- 徳島県幼稚園等教諭教員育成指標モデル〈改訂版〉令和5年2月 徳島県教育委員会

【キャリア教育】

- 「徳島県キャリア教育推進指針Ⅲ ～とくしまの未来を切り拓くキャリア教育～」
令和6年3月 徳島県教育委員会

関係機関一覧

担当部・課	電話番号	項 目
● 徳島県教育委員会	https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kyouiku	
義務教育課 (徳島県保育・幼児教育センター)	088-621-3196	・幼児教育全般、公立幼稚園等に関すること ・研修に関すること ・アドバイザー等派遣事業に関すること
教職員課	088-621-3128	・教員職員免許状の授与等に関すること
体育健康安全課	088-621-3167	・運動・生活習慣や食育に関すること ・防災・安全教育に関すること
人権教育課	088-621-3155	・人権教育に関すること
生涯学習課	088-621-3148	・家庭教育やPTA活動に関すること
特別支援教育課	088-621-3142	・特別支援教育全般に関すること
● 徳島県立総合教育センター	https://www.tokushima-ec.ed.jp	
教職員研修課	088-672-5100	・教職員研修全般に関すること
学校経営支援課	088-672-6420	・研修講師の要請訪問に関すること ・参考図書の見覧・貸出に関すること
特別支援・相談課	088-672-5200	・特別支援教育全般に関すること ・相談・支援や研修に関すること
生涯学習支援課	088-672-5400	・家庭教育支援に関すること ・図書やビデオの見覧・貸出、親子で楽しむイベントなど
● こども未来部	https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kodomomirai	
子育て応援課	088-621-2164	・保育所・認定こども園に関すること ・保育士資格に関すること ・子育て支援に関すること
徳島県子育て総合支援センター「みらい」	088-655-4625	・子育て支援活動に関すること https://www.tokushima-hagukumi.net/mirai/
こども未来政策課	088-621-2026	・私立幼稚園全般に関すること

● その他		
鳴門教育大学教務部学術 情報推進課教育連携企画係	088-687-6101	・教育支援講師・アドバイザー等派遣事業に 関すること
徳島県人権教育研究協議会	088-625-6150	・就学前人権教育に関すること
徳島県保育事業連合会	088-654-4461	・保育士研修事業に関すること
中央こども女性相談センター	088-622-2205	・児童福祉の専門機関 ・養護相談、障がい相談、育成相談(しつけ等)など、児童 相談全般に関すること
南部こども女性相談センター	0884-22-7130	
西部こども女性相談センター	0883-53-3110	
こども家庭支援センターひかり	088-666-2211	
徳島発達障がい者 総合支援センター ハナミズキ 徳島発達障がい者 総合支援センター アイリス	0885-34-9001 0883-63-5211	・発達障がいのある方やその家族などの支援に関すること ハナミズキ https://www.pref.tokushima.lg.jp/hattatsu/hanamizuki/
徳島保健所	088-652-5151	・医師、保健師などによる療育相談や療育指導、母子保健や 精神保健福祉相談などに関すること
阿南保健所	0884-22-0072	
美波保健所	0884-74-7343	
吉野川保健所	0883-24-1114	
美馬保健所	0883-52-1017	
三好保健所	0883-72-1122	

★市役所や市町村役場、教育委員会等にも、各種情報提供・相談の窓口があります。

令和6年度「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」策定検討会議委員一覧

(敬称略)

徳島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長 認定こども園はのうら幼稚園 PTA会長	河井 千恵
徳島県私立幼稚園・認定こども園協会 会長 学校法人木内学園 認定こども園はのうら幼稚園長	木内 啓嗣
美馬市教育委員会 教育委員	近藤 陽子
国立大学法人鳴門教育大学 教授	佐々木 晃
徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会 会長 美馬市立江原認定こども園 PTA会長	下久保 聡彦
徳島県国公立幼稚園・こども園教育研究会 会長 徳島市千松幼稚園長	松家 敬子
徳島県市町村教育委員会連合会 会長 徳島市教育委員会 教育長	松本 賢治
徳島県保育事業連合会 会長 社会福祉法人和田島福祉会 花しんばり子ども園長	大和 忠広
こども未来部こども未来政策課長	大井 文恵
こども未来部子育て応援課長	玉岡 あき子
義務教育課長	長谷 彰彦